稚内市草刈り機貸出し事業実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、道路、歩道、河川敷地等の公共施設の草刈り作業について、ボランティア活動の一環として実施する市民でつくる団体に対し、市が所有する草刈り機（以下「草刈り機」という。）の貸出しを行うことで、公助と共助の連携により、生活に密着している公共施設の環境美化推進を図り、もって地域が一体となることにより協働の精神が育まれることを目的とする。

（貸出しの対象者）

第２　草刈り機の貸出しの対象先は、次に掲げるとおりとする。

（１）　町内会

（２）　ボランティア団体

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体

（草刈り機の貸し出し期間等）

第３　草刈り機の貸し出し期間は、５月１日から10月31日までとする。

２　草刈り機の貸し出し日数は、１回の貸出しにつき１日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　草刈り機の貸し出し台数は、１回の貸出しにつき原則５台以内とする。

４　草刈り機の管理は、建設産業部土木課において行うものとする。

（費用負担等）

第４　貸出しに要する費用の負担等については、次のとおりとする。

（１）　草刈り機の貸出しは、無償とする。

（２）　草刈り機の運搬及び回収に要する費用は、市の負担とする。

（３）　草刈り機の稼働に要する燃料費は、市の負担とする。

（４）　作業の実施に当たり、第２に掲げる貸出しの対象先に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、当該対象先の責任においてその賠償を行うものとする。

（５）　第５第２項の規定により承認を受けたもの（以下「承認団体」という。）は、貸し出し日の前日までに前号の損害を補償する保険に加入しなければならない。

（承認の申請）

第５　草刈り機の貸出しを受けようとするものは、使用しようとする日の５日前までに別記第１号様式の草刈り機貸出し承認申請書に実施位置図を添えて市長に提出し、貸出しの承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、その結果を別記第２号様式の草刈り機貸出し承認（不承認）通知書により申請を行ったものに通知するものとする。

３　市長は、草刈り機の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に必要な条件を付することができる。

（草刈り機の管理等）

第６　承認団体は、盗難等を防止するため、適切な管理を行うものとする。

２　承認団体は、草刈り機の使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は貸出しの承認を受けた目的以外に草刈り機を使用してはならない。

（貸出しの承認の取消し等）

第７　市長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの承認の条件を変更し、若しくは貸出しを停止し、又は貸出しの承認を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により第５第１項の承認を受けたとき。

（２）　第５第３項の規定により付された条件に違反したとき。

（３）　この要綱に違反したとき。

２　市は、承認団体が前項の規定する処分を受けたことにより損失が生じても、その補償の責めを負わない。

（使用上の遵守事項）

第８　承認団体は、草刈り機を安全に稼働させるために、使用する前に別記第３号様式の安全チェックシートの安全配慮ポイントをチェックするとともに使用方法及び注意点を確認しなければならない。

附　則

この要綱は、平成 26 年５月１日から施行する。

別記第１号様式（第５関係）

草刈り機貸出し承認申請書　**〔別添〕**

別記第２号様式（第５関係）

草刈り機貸出し承認（不承認）通知書　**〔別添〕**

別記第３号様式（第８関係）

安全チェックシート　**〔別添〕**

別記第１号様式（第５関係）

年　　月　　日

草刈り機貸出し承認申請書

稚内市長　　様

団体名
代表者　住　所
氏　名　　㊞
電　話

草刈り機の貸出しの承認を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	
実施場所	
使用台数	台
附帯道具	補助燃料タンク　　台、ゴーグル　　個、飛石防止ネット　　組 セフティコーン　　台
使用日	年　　月　　日（　）
搬入日時	年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
搬入場所	
回収日時	年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
回収場所	
加入保険名	
その他	

注１　実施場所及び搬入場所が分かる住宅地図等の実施位置図を添付してください。
　２　使用期間は、原則として１日以内とします。

決裁	課長	ＧＬ	主査	担当	受付番号	第　号	年　月　日　起案 年　月　日　決定
					審査結果		承　認　・　不承認
承認の条件（不承認の理由）							

※　太線の中は、記入しないでください。

別記第２号様式（第５関係）

年　　月　　日

草刈り機貸出し承認（不承認）通知書

様

稚内市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった草刈り機の貸出しについて、次のとおり（□承認　□不承認）を決定しましたので、通知します。

使用目的	
実施場所	
使用台数	台
附帯道具	補助燃料タンク　　台、ゴーグル　　個、飛石防止ネット　　組 セフティコーン　　台
使用日	年　　月　　日（　）
搬入日時	年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
搬入場所	
回収日時	年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
回収場所	
加入保険名	
その他	

注１　「稚内市草刈り機貸出し事業実施要綱」を遵守の上、十分に注意した作業をお願いいたします。

２　配布する「注意事項」をよく理解し安全な作業に努めて下さい。

別記第３号様式（第８関係）

【安全チェックシート】

主な視点	安全配慮のポイント
１　安全な作業環境づくり	□作業者から１５m以内は危険エリアと考え、車両など周辺環境を確認する。 □草刈り機のエンジンを始動する際、周辺に人がいないことを確認し、また近寄らないように注意する。（近寄る際は、声かけの上、草刈り機を停止する） □作業箇所に石や金属物などが散見される場合、事前に除去する。 □作業場所にスズメバチなど危険虫がいないかを確認する。
２　作業者の安全対策	□長袖・長ズボン、安全靴、すね当て、帽子、手袋、マスク、防護用ゴーグル着用
３　安全に配慮した作業	□刃は左回転のため「右から左へ」と草を刈る。 □地面に接触すると飛び石が生じるため２～３㎝離して作業する。 □坂になっているのり面は不安定で危険であるため、しっかり足場を確保して下側から除草作業を行う。 □刈り取った草を踏むと転倒危険があるので注意する。 □草刈り機を使用時は、２人一組とすることが望ましい。（ひとりは、周辺監視役） □石や空き缶に接触すると飛散して危険なので注意する。 □飛散防止機具を上に移動してはならない。 □刃にからんだ草を取る場合、エンジンが止まっていることを必ず確認すること。
４　その他	□長時間作業による疲労から不注意やミスを生み、事故につながるため、市民活動で行う場合は２時間程度を目安にすることが望ましい。 □雨や強風の日は作業を避ける。 □集団作業の場合、安全第一であることを、よく申し合わせる。